

『「四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例」の改正案』に対する意見の内容と市の考え方について [パブリックコメント（令和元年12月20日～令和2年1月20日）]

No.	該当箇所	意見の内容	意見に対する考え方
1. 賛成意見			
1	風致地区	規制強化に賛成します。	<p>風致地区とは、都市計画法に基づき、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持するため定める地区であり、風致地区内における一定の行為について、国の政令で定める基準に従い、都市の風致を維持するため必要な規制を条例で定めることとされています。</p> <p>四郷風致地区においては、「市民に親しまれる憩いの場の保全」や「市街地と一帯となった良好な風致の保全」の観点から、特に現存する緑の保全を強化する必要があることから、地区内の土地利用状況（森林、宅地、農地等）を踏まえて、必要となる緑地量の確保ができるよう、風致条例の改正を行うこととしたものです。</p> <p>具体的には、四郷風致地区の主要な緑の部分において、宅地の造成等の行為における緑地率の規制を、国の政令で定められた範囲値の上限まで強化し、四郷風致地区の一層の緑の維持・保全に努めます。</p>
2	許可の基準宅地の造成等	改正案に賛成します。	
3	許可の基準宅地の造成等	改正案に賛成します。	
4	八王子町地内	条例改正案に賛成します。	
5	八王子町地内	条例改正案に賛成します。	
6	八王子町地内	条例に基づき賛成とします。	
7	八王子町地内	条例改正案に賛成します。	
8	八王子町地内	①条例改正案に賛成します。	
9	八王子町地内	条例改正案に賛成します。	
10	八王子町地内	条例改正案に賛成します。	
11	条例改正案（全体）	緑地率を30%→60%に引き上げられることによって、風致地域内の緑を保全して行くことに対して賛成である。	
12		各条例の改正案に賛同致します。	
13		四郷風致地区条例改正案に賛成します。	
14		四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例改正案に賛成します。	
15	風致地区内	建築等の規制に関する条例の改正に賛成します。	
16	八王子町地内	現風致地区の景観を悪くしないために条例改正案に賛成します。	
17	風致地区	四日市市において唯一の風致地区であり自然あふれる景観を残すのは当地区内居住の我々の使命であると考えます。今後の条例改正、規制強化に大賛成です。	
18		今回の条例改正案については、風致地区での開発行為に少しでも抑制をかけ、景観の保護・災害防止の観点からも「条例改正には賛成」である。	
19	「建築等規制に関する条例」の改正案について	改正案に対して大いに賛成します。 いずれにしても我々住民が住みやすい環境をつくって欲しい。	
20		改正については賛成します。風致地区内では建築、宅地の造成、木竹の伐採等行為を規制して頂き、自然的環境保全を望みます。	
21	八王子町地内	風致地区の景観を悪くしないためにソーラー設置には反対して条例改正案に賛成します。	
22	1、指定地域内の緑地率30%以上を60%以上と厳しく規制する	<p><風致条例を厳しく改正する立場で意見を述べます>。 1、四日市市において指定地域は、唯一自然の景観を維持している地域であり、市民の憩いの場所となっています。</p> <p>今回、この風致地区内に大規模な太陽光発電施設の計画が持ち上がっており、従来の条例の緑地率30%以上で設計されると、現在の自然景観は太陽光発電施設でつぎはぎだらけとなり、市民が憩いを求める景観からは大きく毀損されます。</p> <p>一度壊された景観は元に戻ることはないと思いますので、この際規制を厳しくする方に賛成します。</p>	

『「四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例」の改正案』に対する意見の内容と市の考え方について 【パブリックコメント（令和元年12月20日～令和2年1月20日）】

No.	該当箇所	意見の内容	意見に対する考え方
23	四郷風致地区	最近では、日本各地でゲリラ豪雨、台風による、川の氾濫による家屋の浸水被害が発生しています。四郷風致地区にソーラーパネル等が設置され、森林が伐採されると豪雨などが発生すると、一気に天白川、鹿化川に雨水が流れ、昭和49年のような被害が発生するかもと思ひ、是非とも規制の強化をする条例の改正をお願いします。	風致地区とは、都市計画法に基づき、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持するため定める地区であり、風致地区内における一定の行為について、国の政令で定める基準に従い、都市の風致を維持するため必要な規制を条例で定めることとされています。
24		不適切な木竹の伐採は土砂くずれなどの災害につながる可能性があります。自然災害の被害から守るためにも、又、自然ゆたかな風致地区を維持し、守り続けていくためにも、条例改正案に賛成します。	四郷風致地区においては、「市民に親しまれる憩いの場の保全」や「市街地と一帯となった良好な風致の保全」の観点から、特に現存する緑の保全を強化する必要があることから、地区内の土地利用状況（森林、宅地、農地等）を踏まえて、必要となる緑地量の確保ができるよう、風致条例の改正を行うこととしたものです。
25	八王子町地内	現状風致地区にソーラー等建設すれば災害が起こりやすくなり、民家等にも被害が拡大されるため、条例改正案に賛成します。	具体的には、四郷風致地区の主要な緑の部分において、宅地の造成等の行為における緑地率の規制を、国の政令で定められた範囲値の上限まで強化し、四郷風致地区の一層の緑の維持・保全に努めます。
26	別表第3（第5条関係）	大賛成です。近年、四郷風致地区内にソーラー建設計画が持ち上がり、関係業者が土地を買い占め、実施に移そうとしています。我々、住民は自然的景観が維持できなくなるだけでなく、災害の危険を強く感じています。現在、申請中の計画書には水害防止用の貯水池の計画はなく、建設された場合、いつ災害がおきるかわかりません。昭和49年に大規模な水害の被害にあっています我々は、大変危惧しています。また、現在八王子地区だけの申請になっていますが、環状1号東の室山地区においても計画されており、めぐみの園幼稚園の北側の森林はすでに関係業者に買却されており、1ヶ所許可すれば、どんどんと西日野地区にまで広がっていくことが考えられます。業者による自然破壊を防ぐため、是非条例改正をお願いします。	なお、指定の背景のひとつには、昭和49年の集中豪雨による水害を契機に山林の保全が重要視された経緯があり、良好な自然的景観の維持、保全を一層図ることは、景観面だけでなく、防災面においても有効と考えています。
27		条例の改正に賛成しますが、風致地区の保全に積極的に市が考えてください。今後も緑地が保全されるように、監督を怠ることなくして下さい。	風致地区とは、都市計画法に基づき、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持するため定める地区であり、風致地区内における一定の行為について、国の政令で定める基準に従い、都市の風致を維持するため必要な規制を条例で定めることとされています。
28	別表第3（第5条関係）宅地の造成等	1. 条例改正案に賛成します。 2. 今後共風致地区の保全に四日市市として積極的に対応していただきたい。（地権者への配慮、税制面）、（環境ボランティアへの支援） 3. 将来的には可能なかぎり、市有地にすることが望まれます。	四郷風致地区においては、「市民に親しまれる憩いの場の保全」や「市街地と一帯となった良好な風致の保全」の観点から、特に現存する緑の保全を強化する必要があることから、地区内の土地利用状況（森林、宅地、農地等）を踏まえて、必要となる緑地量の確保ができるよう、風致条例の改正を行うこととしたものです。
29	別表第（第2条関係）許可を要しない行為	木竹の伐採についての質問です。私の団地は昭和45年から入居が始まり50年となります。団地は約1500軒ある一戸建住宅地です。メイン道路の幅は12m述べ4KM程あり街路樹が300本以上植えられています、最近落ち葉が問題となり拾うボランティアが高齢化して居なくなり、切り捨てて無くしようという要望が出る世代になり、残念な話になりました。こうした街路樹は許可が必要でないという事になるのでしょうか、現在でも竹が道路を塞ぐこともあります地主が分かるので良いのですが街路樹は県と市に分かれると面倒ですがこの面について説明されているのでしょうかお尋ねします。他の条文については賛同いたします。	具体的には、四郷風致地区の主要な緑の部分において、宅地の造成等の行為における緑地率の規制を、国の政令で定められた範囲値の上限まで強化し、四郷風致地区の一層の緑の維持・保全に努めます。

『「四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例」の改正案』に対する意見の内容と市の考え方について〔パブリックコメント（令和元年12月20日～令和2年1月20日）〕

No.	該当箇所	意見の内容	意見に対する考え方
2. 条例の一部修正を求めるもの			
30	宅地の造成等	要件の緑地率60%以上、指定区域以外は30%以上とあるが、宅地造成が大きい所は中央部分に緑地部を縦・横に設けてほしい。(区画を小さくしてほしい)	風致条例は、風致地区内における一定の行為について、国の政令で定める基準に従い、都市の風致を維持するため必要な規制を条例で定めるものとなります。 国の政令では、緑の配置に関する基準は定められておらず、本条例で定めることは困難です。 許可申請の手続きの際には、許可申請者に対して、風致地区の趣旨を十分に理解していただき、適切な緑地の配置となるよう、指導に努めていきます。
31	個々の案文 第3条協議行為	協議しなければならない→協議することをもって足りる。 文面を改正すると、地元、地権者の意見・要望等の反映されなく恐れがあり、改正前の文面でいかがでしょうか。	現行条例第3条(協議行為)及び第4条(通知行為)では、「協議しなければならない、通知しなければならない」と記載されていますが、これらの条文の主旨は、公共或いは公共的団体が行う行為については「協議」、法に基づく行為のうち、やむを得ないものについては「通知」で足りるとの意図になりますが、現行の条文ではその意図が読み取れない可能性があり、条文の解釈が不明瞭であることから、条文の意図を明確にするための改正を行います。 なお、今回の条例改正により、運用が変わるものではありません。
32	第4条通知行為	通知しなければならない→通知することをもって足りる。 この文面であると、前3条よりもっと厳しくなり、全く意見・要望が発言する機会が無くなる、改正前の文面をそのままに。	
33	第3条、第4条	第3条では、国、地方公共団体、公共的団体の行為は「市長に協議しなければならなかったものが、「協議することをもって足りる」と改正され、同4条では、行為をしようとする者は、市長に「通知しなければならない」から「通知することをもって足りる」に改正されています。この2つの条項では、「ならない」が「足りる」となり、いかにも風致地区への行為が容易であるように受け取れるが、どうだろうか。	
34	第2条第2項	「必要な最小限度の条件を付する」となるが、「必要な条件を付する」とすべきと考えます。	風致条例は、風致地区内における一定の行為について、国の政令で定める基準に従い、都市の風致を維持するため必要な規制を定めるものとなります。 風致地区内における一定の行為については、許可基準への適合が必要となることから、許可に加えて条件を付する場合においては、行為者の権利を過度に侵害することは難しいと考えています。
35	第8条	許可された行為によって、生命、財産及び環境権に多大な損害を与えた場合、「50万円以下」「30万円以下」の罰金でよいのか。万が一、こういった被害を発生された場合、行為が責任をもって現状回復を行う資力があるか、前例がないか正確に把握すべき、行政の責任を明記すべきと考える。	風致条例は、風致地区内における一定の行為について、国の政令で定める基準に従い、都市の風致を維持するため必要な規制を定めるものとなります。 本条例第8条の罰則規定では、都市計画法第97条に基づき、罰金のみを科する規定を設けています。 罰則の規定は、本条例に規定された一定の行為を対象としており、許可された行為については、本条例の違反措置命令に違反した場合等を除き、罰金対象とすることはできません。 また、本条例は、都市の風致を維持するため必要な規制を定めるものであり、ご意見にある市の責任を定める条例ではありませんが、許可申請の手続きの際には、許可申請者に対して、風致地区の趣旨を十分に理解していただくよう、適切な指導に努めていきます。
36	別表第1	同表に記載された行為は、「市長の許可を要しない」ではなく、「許可を要する行為」だと考えます。	風致条例は、風致地区内における一定の行為について、国の政令で定める基準に従い、都市の風致を維持するため必要な規制を定めるものとなります。 国の政令第3条(行為の制限)において、通常管理行為や軽易な行為等で、条例で定めるものについては許可を要しない旨が定められていることから、本条例において、具体的行為(災害対応のための応急措置など)を定めているものです。
3. 反対意見			
37	四郷	近年太陽光パネルの増加による、様々な被害などが出ている中、これ以上の設置は必要ないと考えます。 自然を壊してまで本当に必要な条例改正なのか、疑問に思います。	風致地区とは、都市計画法に基づき、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持するため定める地区であり、本市においては昭和51年4月に四郷風致地区を指定し、散策路や広場、休養施設等の整備を行い、市民に親しまれる憩いの場となっています。 風致地区の制度においては、主に建築物や宅地の造成等を対象として、風致の保全を図ってきましたが、近年の再生可能エネルギーの活用推進により、市内各地で多くの太陽光発電施設の設置が行われるなど、従来想定していなかった土地利用が課題となっています。 こうした中、令和元年8月市議会定例会において、地区内における太陽光発電に対する慎重な対応を求める請願が採択されるなど、風致の保全への対応が求められていることから、四郷風致地区において、宅地の造成等の行為における緑地率の規制を、国の政令で定められた範囲値の上限まで強化し、四郷風致地区の一層の緑の維持・保全を図るものです。

『「四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例」の改正案』に対する意見の内容と市の考え方について 【パブリックコメント（令和元年12月20日～令和2年1月20日）】

No.	該当箇所	意見の内容	意見に対する考え方
4. 風致地区の維持・保全等に関するもの			
38	四郷地区	<p>四日市市風致地区をしっかりと保全して頂きたいと思えます。 当地を風致地区に指定した原点、その経緯を尊重して頂きたい。 ①高度経済成長期に四郷地区は田畑・山林を潰して、昭和37年高花平団地・昭和40年頃から笹川団地が造られた。結果、山林・田畑の保水能力は減少して昭和49年7月、大雨による笹川の堤防の決壊や冠水による家屋・田畑の被害、近鉄八王子線八王子～西日野間が廃線となった。このように、四郷地区は多くの山林・田畑を失い、大雨による家屋の床上床下浸水・家財道具類の被害、八王子～西日野間の電車の廃線など甚大な被害を受けた事を知って頂きたい。 ②昭和47年、公害裁判でコンビナートによる大気汚染が原因であると判決が下された。結果、大気汚染が広がらないように、また緩衝地帯になるようにと風致地区を指定したと聞き及んでいます。四日市市は公害都市のイメージを払拭するためにも風致地区の保全をしっかりと取り組んで頂きたい。南部丘陵公園と同様に。南部丘陵公園と風致地区を結ぶハイキングコースが出来ることを希望。 風致地区の土地の管理ができない土地所有者には国・県・市がその土地を買入、土地の管理をして頂きたい。規制や基準を詳細に決めても業者は必ず、そのヌケ道・隙間を攻めてきます。大切な風致地区は一事業所の利益のために非ず、貴重な自然を守って頂きたい。</p>	<p>風致地区の指定理由については、主に西日野町から八王子町にかけての市街地背後の自然林を保存し、良好な都市環境を保持するためとなっています。また、指定の背景のひとつには、昭和49年の集中豪雨による水害を契機に山林の保全が重要視された経緯があると認識しています。 南部丘陵公園と風致地区を結ぶハイキングコースについては、四郷風致地区では、昭和63年度から平成3年度にかけて、ふるさとの文化と自然を継承し保全していくことを基本理念とした四郷風致地区整備事業により、春の丘、夏の広場、秋の小径等の整備を行いました。 また、南部丘陵公園を含む丘陵地帯では、平成28年度から平成29年度にかけて、南部アルプス縦走路の整備を行いました。 これらのハイキングコースを多くの市民に活用していただけるよう、取り組んでいきます。 風致地区の維持保全については、「四日市広域緑の基本計画」の中で、風致地区を含めた丘陵部の里山の保全を基本とする方針を掲げており、市民と連携して、その保全を図る観点から、市民緑地制度(※1)を活用した取り組みを進めています。 四郷風致地区の一部においても、市民緑地制度により、地権者・管理団体・市が連携し、里山保全を行っています。引き続き、市民と連携しながら、里山保全に取り組んでいく考えです。</p> <p>※1. 市民緑地制度は、民有地を憩いの場として広く市民に提供し、地権者と管理団体と市の3者の連携により、里山保全を行う制度です。市が里山の維持管理や整備を地域の市民等で構成された管理団体に委託することにより、地権者のメリットとして、固定資産税の減免や日常管理の負担が軽減される点があります。</p>
39	本条例の目的である「良好な自然的景観を維持するため」に必要な改正の全般について	<p>風致地区として良好な自然的景観を維持することを目的とするのであれば、本条例で規制の改正をするだけでは十分な対策とならないと考えます。 風致地区を取り巻く環境の変化は、従来想定していなかった土地利用の他にも次の点でも変化しています。 ・地権者の高齢化・市外移住、境界の不明 ・土地利用(田畑等)の変化 ・竹林の広がりにより、地区全体が竹藪化 ・竹の密集により枯れた樹木・竹の倒竹木 ・保水力の低下や傾斜地でのげ崩れの恐れ ・地区内への廃棄物の不法投棄の発生 ・獣害をまねく獣の巣となる心配 など多くの課題があるといえます。 現在ボランティア団体等により一部の散策路の草刈等が行われていますが、地区内の団体や個人では限界があり、地権者も不安や困惑から手放すしかないことが今回の原因ではないでしょうか。 風致地区として想定する良好な自然的景観を維持するために、市が主体的に散策路や広場などの管理、人家裏や道路沿い等の危険木竹の除去、竹の広がり防止、不法投棄の監視などの施策を講じることで地区内及び地区周辺の住民が安全・安心して住めるようにすることが必要ではないでしょうか。 その為にも規制だけでなく、風致地区を指定し良好な自然的景観を維持する市の責務について規定するなど、地域と共存する市の取り組みを示してはどうでしょうか。</p>	<p>本条例は、都市の風致を維持するため必要な規制を定めるものであり、ご意見にある市の責務を定める条例ではありませんが、許可申請の手続きの際には、許可申請者に対して、風致地区の趣旨を十分に理解していただけるよう、適切な指導に努めていきます。 また、風致地区の維持保全については、「四日市広域緑の基本計画」の中で、風致地区を含めた丘陵部の里山の保全を基本とする方針を掲げており、市民と連携して、その保全を図る観点から、市民緑地制度(※1)を活用した取り組みを進めています。 四郷風致地区の一部においても、市民緑地制度により、地権者・管理団体・市が連携し、里山保全を行っています。引き続き、市民と連携しながら、里山保全に取り組んでいく考えです。</p> <p>※1. 市民緑地制度は、民有地を憩いの場として広く市民に提供し、地権者と管理団体と市の3者の連携により、里山保全を行う制度です。市が里山の維持管理や整備を地域の市民等で構成された管理団体に委託することにより、地権者のメリットとして、固定資産税の減免や日常管理の負担が軽減される点があります。</p>
40	条例改正内容について	<p>条例改正によって建築などの規制が緩和されるようになると思いますが、四郷地区の風致地区では緑の多い里山がのこされていますが、一方土砂災害の危険区域にもなっているところが多いです。その中で想定される建築、開発行為はソーラーパネルや電波塔などの建築行為であると思いますが、近年の日本各地で大きな自然災害が発生しており、台風の時期や進路も想定外のケースが多い中、そのような災害時に風致地区内で建築されたものによる、近隣の住民への2次災害が発生した場合、条例を改正して、建築行為を緩和した市役所の対策などはどのようにお考えでしょうか？ 近代技術の発達による建築、工作物による開発は結構な事であるが、30年、40年もすれば、これらのシステムは産業廃棄物になり下がり、所有者の管理もままならないまま、放置されたり、放棄されたりする恐れは無いでしょうか？廃棄処分するにしても建築初期投資と同等額を所有者が費用を負担してまで廃棄して頂けるのでしょうか？ 山の上で老朽化した自然放置された物は、降水時に山上から有害物質を含んだ雨水を山下の住宅街に流水してくる恐れはないでしょうか？そのような対策は如何考えているのでしょうか？ 電磁波や健康被害を及ぼす建築行為がなされた場合、市や県知事からの強制撤去や排除命令を執行してもらう事は可能でしょうか？地域住民が今までと同じ暮らしを保てるような条例改正をして頂きたい。</p>	<p>風致条例の改正は、四郷風致地区の主要な緑の部分において、宅地の造成等の行為における緑地率の規制を、国の政令で定められた範囲値の上限まで強化する内容となっており、建築行為の規制を緩和する内容ではありません。 太陽光パネルの管理状況や事業終了後のパネル撤去については、国の「固定価格買取制度(FIT法)」で、事業者には設備の廃棄費用の積み立てを義務化しており、「四日市市太陽光発電施設設置ガイドライン」の中でも、事業終了後にはパネルの速やかな撤去及び処分を行うことや、廃棄費用の確保について明記し、事業者には促しているところです。今後も市民の皆様が安心して暮らせるよう、事業者には法の遵守を指導していきます。</p>

『「四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例」の改正案』に対する意見の内容と市の考え方について 【パブリックコメント（令和元年12月20日～令和2年1月20日）】

No.	該当箇所	意見の内容	意見に対する考え方
41	いわゆる風致条例の改正について	<p>自然環境、住環境を守るためと思われていた「風致条例」は、私たちを守ってくれるものでなかったことに驚きました。改正の背景に記された「社会情勢の変化など、風致地区を取り巻く環境が変化してきています」とありますが、その中であって守るべきものの一つが風致地区と信じています。</p>	<p>風致地区の制度においては、主に建築物や宅地の造成等が対象とされてきましたが、近年の再生可能エネルギーの活用推進により、市内各地で多くの太陽光発電施設の設置が行われるなど、従来想定していなかった土地利用が課題となっています。</p> <p>こうした中、令和元年8月市議会定例会月議会において、地区内における太陽光発電に対する慎重な対応を求める請願が採択されるなど、風致の保全への対応が求められていることから、四郷風致地区において、宅地の造成等の行為における緑地率の規制を、国の政令で定められた範囲値の上限まで強化し、四郷風致地区の一層の緑の維持・保全を図るものです。</p>
42		<p>① 風致地区内の西日野町永長に祖母から父を経由して私が相続した山林を所有しております。近年、山林は使い道が無く所有しているのみで、将来相続する者もない困難な状況にあります。以前は不動産会社へ売却しようにも買取していただけない状況でした。しかし、FIT法が施行されて状況は一変し、山林など用途変更が容易な土地は業者によって買取する事例が増え売却出来るようになりました。ですが、山林を伐採してのパネルの設置は自然環境から言えば本末転倒と考えます。私個人の考えとしては、風致地区内の所有する土地を市へ譲渡できないかと思っています。今回の条例改正の際、緑化率を高めても業者が土地を買い取ると風致の維持が困難になるでしょう。その前に、相続が困難な方や売却の意思がある方を集めて、市へ譲渡か土地の買い取りをしていただく事が最善の防止策になると考えます。</p> <p>② 風致地区の現状としまして、地区内の森林は竹林へと変化しております。平成の間に竹林の割合は3割から7割へと増え、本来の目的である森林の保水効果による洪水の抑止が竹林によって低下し危険な状況へと変わっております。私は日本野鳥の会三重に入会しており、2016年5月に環境省が行っております、20年に一度の全国鳥類一斉調査に協力し、風致地区内の調査を行いました。今回の調査の結果、竹林が増えた部分では鳥類など生物の生息が著しく減少しております。せっかく風致地区に指定され、自然が保護されているにも関わらず、生物の多様性が失われております。現状、地区の保水機能が低下し、さらに太陽光パネルを設置されれば、自然環境と保水機能のさらなる悪化が懸念されます。つきましては、風致地区内の市の所有する土地を増やし、個人所有の土地を減らし、事業者の土地買い取りを防止して、所有者の了解を得なくとも市が自由に地区内の公園や自然環境の保全を推進していただきたい。</p> <p>③ 足見川メガソーラーに関しまして、私は周辺のサシバの繁殖調査、観察を3年に渡り行いました。メガソーラー設置エリア周辺にサシバ2つがいと営巣、加えて四郷高校北側の丘陵地にてサシバ1つがいの営巣を確認しております。現状、四郷高校北側のサシバ繁殖はメガソーラー開発とは無関係で影響はありませんが、将来、北勢バイパスの予定ルートになっており工事が始まれば脅威にさらされます。加えてこの八王子町のサシバは四郷風致地区西側エリアとその北側の水田を狩場としており、今回の太陽光パネル設置計画は小規模といえども、サシバの採餌には深刻な影響を及ぼします。2018年、三重県によってサシバは県の希少野生動物種へ指定されました。業者にはサシバが三重県にとって重要な生物種であると認識していただき、風致地区がサシバにとって重要な採餌場であることから開発を断念してもらう様に県と市から要請していただきたい。</p> <p>さらに、現在の風致地区のエリアを四郷高校周辺の丘陵地周辺にも拡大し、八王子町サシバの繁殖地を北勢バイパス開発工事の影響を最小限にとどめるためと自然環境、生物の保護ができるようお願いできないでしょうか。</p> <p>現状、この周辺でのサシバの繁殖は3つがいしか確認しておりませんが未確認のサシバが繁殖している可能性は高いです。自然が破壊されサシバが繁殖できなくなると、当然生態系のバランスが崩れていることとなります。サシバのみを守ると言う観点はなく自然環境の保全が多種多様な生物の保護にとどまらず、私たち周辺住民の安全・安心にもつながっていきます。</p> <p>そして、三重県のみどり共生課から日本野鳥の会三重に対して北勢地区全体のサシバの生息調査をしたいと伺っています。これはサシバの生息状況を把握し、事前に生物の保護地域を開示して、業者の無暗な開発を抑制するのが狙いの様です。</p> <p>ぜひ、三重県と連携してサシバなどの希少動物保護の面からも太陽光施設開発の抑止を検討していただきたい。</p>	<p>風致地区の維持保全については、「四日市広域緑の基本計画」の中で、風致地区を含めた丘陵部の里山の保全を基本とする方針を掲げており、市民と連携して、その保全を図る観点から、市民緑地制度(※1)を活用した取り組みを進めています。</p> <p>四郷風致地区の一部においても、市民緑地制度により、地権者・管理団体・市が連携し、里山保全を行っています。引き続き、市民と連携しながら、里山保全に取り組んでいく考えです。</p> <p>なお、具体的な相談については、都市計画課まで、お問い合わせください。</p> <p>地球温暖化が世界的な問題となる中、本市におきましても再生可能エネルギーの利活用は重要であるものの、大規模な森林伐採を伴うメガソーラー事業については望ましくないと考えています。</p> <p>一方、土地所有者の財産権の問題もあることから開発を規制し、メガソーラー事業を阻止することは困難であると考えています。</p> <p>そこで、大規模な開発につきましては、三重県環境影響評価条例に基づいて審査しており、環境へ配慮するよう、市としての意見を述べているところです。</p> <p>また、平成30年4月に四日市市太陽光発電施設設置ガイドラインを策定し、風致地区内に太陽光発電施設の設置などの開発行為を行うことに対し、「適当でない区域」と位置付け、事業者に対し、事業を抑制するようお願いしているところです。</p> <p>今後も市民の皆様が安心して暮らせるよう、事業者には関係法令の遵守を指導していきます。</p>